

議案第23号

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

管理職員特別勤務手当を新設するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしましたく、本案を提案するものである。

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第16条第2項、第17条の3第2項」を「第15条の2第1項、第16条第2項、第17条の3第2項」に改め、「については」の次に「、給与条例第15条の2第1項中「ある職員」とあるのは「ある職員（所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）」と」を加え、「及び特定任期付職員」を「（所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」に改め、同条第3項中「住居手当、管理職手当」を「管理職手当、住居手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。